

変更理由書（案）

この度、新たな地区より、当組合へ新規加入の申込があったため、定款第3条（地区）を変更する。

また、九州トラック交通共済協同組合が実施している、自動車損害賠償責任共済を、組合員のための代理店となり、組合事業の安定化、組合員企業との連携強化を図るため、この代理店業務を事業に追加する。

これに伴い、定款第7条（事業）を変更する。

なお、第19条（過怠金）及び第64条（教育情報費用繰越金）は第7条（事業）の関連条文であるため併せて変更する。

変更条文（案）

新 条 文	旧 条 文
（地区） 第3条 本組合の地区は、北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県とする。 （事業） 第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 （1） 組合員の使用する燃料、ETC車載器及び関連諸資材の共同購買 （2）組合員のためにするクレジットカード利用代金の精算代行 （3）組合員のためにするETCコーポレートカードの共同精算事業 （4）組合員のためにする九州トラック交通共済協同組合の中小企業等協同組合法に基づく共済代理店業 （5）組合員の事業に関する協定 （6）組合員に対する事業資金の斡旋 （7）組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結 （8）組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 （9）組合員の福利厚生に関する事業 （10）前各号の事業に附帯する事業 2 前号第6号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は10万円を超えてはならないものとする。	（地区） 第3条 本組合の地区は、北海道、岩手県、福島県、長野県、東京都、滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県とする。 （事業） 第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 （1） 組合員の使用する燃料、ETC車載器及び関連諸資材の共同購買 （2）組合員の事業に関する協定 （3）組合員に対する事業資金の斡旋 （4）組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結 （5）組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 （6）組合員の福利厚生に関する事業 （7）組合員のためにするクレジットカード利用代金の精算代行 （8）組合員のためにするETCコーポレートカードの共同精算事業 （9）前各号の事業に附帯する事業 2 前号第6号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は10万円を超えてはならないものとする。

(過怠金) 第 19 条 本組合、次の各号の一に該当する組合員に対し、総代会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総代会の会日の 10 日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総代会において、弁明する機会を与えるものとする。 (1) 第 7 条第 1 項第 7 号に規定する団体協約に違反した組合員 (2) 第 13 条第 2 号から第 4 号までに掲げる行為のあった組合員 (3) 前条第 4 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員 (教育情報費用繰越金) 第 64 条 本組合は、第 7 条第 1 項第 8 号の事業（教育情報事業）の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の 20 分の 1 以上を翌事業年度に繰り越すものとする。	(過怠金) 第 19 条 本組合、次の各号の一に該当する組合員に対し、総代会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総代会の会日の 10 日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総代会において、弁明する機会を与えるものとする。 (1) 第 7 条第 1 項第 4 号に規定する団体協約に違反した組合員 (2) 第 13 条第 2 号から第 4 号までに掲げる行為のあった組合員 (3) 前条第 4 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員 (教育情報費用繰越金) 第 64 条 本組合は、第 7 条第 1 項第 5 号の事業（教育情報事業）の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の 20 分の 1 以上を翌事業年度に繰り越すものとする。
--	--